

同盟理論からみた日米同盟

西 田 竜 也

- 一 はじめに
- 二 日米同盟―幾つかの問題の所在―
- 三 国家はなぜ同盟を結ぶのか―脅威に対抗する手段としての同盟―
- 四 非対称性の同盟―自律性の維持と安全保障のトレード・オフ―
- 五 困難な同盟関係の維持 (1) 「見捨てられ」と「巻き込まれ」の問題
- 六 困難な同盟関係の維持 (2) ただ乗りの問題
- 七 変化する日米同盟
- 八 結論に代えて…日米同盟の将来

一 はじめに

滝田先生と初めてご一緒させていただいたのは、もうかれこれ一〇年以上前の二〇〇七年に、日本国際政治学会が

発行する『国際政治』という学会誌で、滝田先生が責任編集を担当されていた「冷戦後世界とアメリカ外交」であった。二〇〇七年といえ、日本では、第一次安倍内閣から福田内閣へと政権が変わった年であり、米国ではジョージ・ブッシュ・ジュニア (George W. Bush) が大統領であった時代であった。未だ、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機は起きておらず、アフガニスタンに約三万人、イラクには一時一〇万人以上の米軍が駐留していた時代だった。当時、中国は経済的に日本を追い越してはおらず、中国の軍事費は急速に増えていたものの米国との比較でみれば低い水準にあった。東アジア地域情勢も、尖閣諸島付近で発生した海上保安庁の船と中国漁船の衝突事件は未だ起きておらず、南シナ海での中国の行動も、埋め立てや建造物の建設などは行われておらず、まだ抑制されていた。そして、中国の指導者は、現在の習近平国家主席よりも柔軟に見える胡錦濤であった。つまり、二〇〇七年頃の米国は経済的にも軍事的にも力強い一方、中国の国力は急激に上昇していたもののその行動には自制が利いており、冷戦後に出現した米国を中心とした一極体制がその後も続くのではないかとさえ思われており、私自身条件がそろえば持続的な一極体制は可能であるとの趣旨の論文を書いている。⁽¹⁾

しかし、間もなく二〇一七年になろうとする現在ではもはや米国の一極体制は過去のものとなり、米国と中国を中心としたG2が今後のグローバル・ガバナンスの形であるとか、また、リーダーが不在のGゼロの時代に入ったとする議論もよく聞かれるようになって⁽²⁾いる。こうして二〇〇七年から一〇年が経とうとする現在から振り返ると、国際政治上の事件や変化がいかに多く起きたかが理解できる。

日米同盟も、この一〇年の間に大きな変化を経験している。中でも、日米ガイドラインの改訂、一昨年の日本政府による集団的自衛権の解釈変更、そして、昨年⁽³⁾の平和安全保障法制の改定と整備は重要なものである。日米同盟は

一九五一年の旧日米安全保障条約（以後、旧安保条約と略す。）の署名以降、様々な変化を遂げてきたが、このような変化は日米同盟について何を語っているのだろうか。そもそも日米同盟の特徴や本質というものはどのようなものなのだろうか。本論は以上のような問いを明らかにすることを狙いとしている。日米同盟についてはすでに非常に多くの研究が行われており、本論は既存研究をできるだけ活用しつつ、同盟理論の観点からみると、日米同盟とはどのように分析することが可能なのか、また、日米同盟に関するどのような示唆を与えているのかにつき考察を加えたい。

同盟理論から見て日米同盟を分析するという試みは、この記念論文にふさわしいのではないだろうか。なぜなら、滝田先生はこれまで米国の太平洋政策、日米同盟を含む米国外交や日米関係について数多くの研究をされている。また、著者の主要な研究対象は同盟理論であることから、米国のグローバル戦略の影響を受けやすい日米同盟を、同盟理論の観点から分析を試みるというのは滝田先生をお祝いする記念論文の趣旨に適うと考える。したがって、以下では、成立後六五年を経た日米同盟に関する主要な論点をまずは明らかにし、その上でなぜ日米同盟は締結されたのか、そして、日米同盟の特徴は何か、そして、なぜ日米同盟には様々な問題が発生するのか、といった点について同盟理論の視点から分析を試みたい。

二 日米同盟—幾つかの問題の所在—

最近の米国の大統領選挙キャンペーンでは、共和党の大統領候補者であるトランプ氏（Donald Trump）は、日本や韓国が米軍の駐留経費負担を大幅に増額しない場合は撤退させる考えを示す一方、日本や韓国による核兵器の保有を

容認する姿勢を表明した。特に、日米安全保障条約は不公平だと指摘し、再交渉する可能性に言及するなど、日米両国に大きな波紋を引き起こす発言をしている。⁽³⁾ただし、このようなトランプ氏の発言に見られるように、日本は自ら防衛努力をせずに、日米同盟から安全保障上の利益を受けるばかりでコストを負担せず、米国ばかりが負担を負わされているといういわゆる「ただ乗り」論は、トランプ氏ほど極端ではないにしても、日米安全保障条約が締結される以前から、米国が懸念するところであった。すでに、既存研究で明らか通り、サンフランシスコ講和条約の事前交渉のためにダレス (John Foster Dulles) が一九五〇年の一月から二月にかけて訪日し、吉田総理と初めて日本側と累次交渉を行った際にも、ダレスは日本政府に対し再軍備を促し、自国の防衛のみならず広く極東地域の安全保障に貢献することを求めている。しかし、吉田首相はダレスの強硬な主張にもかかわらず米国の求めるような再軍備には応じなかった。⁽⁴⁾こうして、日本は自国の防衛については、警察予備隊から発足した自衛隊を中心に軽武装を進めつつも、防衛にかかるコストを最小限に抑え経済復興と発展に重点を置くいわゆる吉田ドクトリンが戦後の日本外交のあり方を規定することとなった。ただし、この吉田ドクトリンは社会の安定と経済復興を重視する日本の立場からすれば当然であったとしても、米国からすれば日本が米国との同盟に「ただ乗り」しているように見えるものであった。米国は第二次世界大戦後の安全保障システムを構築する際に、同盟国が米国が提供する安全保障の傘に「ただ乗り」することを懼れていた。このことは、北大西洋条約 (NATO) の締結に向けた交渉が行われる中で、米国政府が他国への対外的な防衛コミットメントを約束する際の原則となつたいわゆるヴァンデンバーグ決議に端的に表れている。同決議では、米国が同盟や集団安全保障措置に参加する際の原則として、「継続的で効果的な自助と相互援助」を挙げっており、これは同盟国が自国を防衛する努力を怠り、米国だけが過重な負担を負うことのないよう同盟国側の努力を促

す目的を持っていた。⁽⁵⁾そして、旧安保条約についても、条約が締結された時から「ただ乗り」が問題とされ、米国は条約締結後も日本の再軍備を強く求めるのである。⁽⁶⁾

しかし、「ただ乗り」は日米同盟に特有な問題なのであるか。また、日米同盟における「ただ乗り」はなぜ問題とされるのか。本論文ではこうした問題につき論じたい。

日米同盟を考える上でもう一つ興味深い論点は、日本側が米国の視点からすれば「ただ乗り」していたにもかかわらず、日本は米国に対して、常に対等な立場を求めていたことである。そして、日米同盟に対する批判として往々にして挙げられるのが、日本は米国に従属しており、特に米国から独立した外交ができていないという主張である。そして、旧安保条約の締結交渉が行われていたときから日本側は、日本と米国が対等の立場にないことを懸念していたのである。日本側は旧安保条約の交渉で、集団安全保障に基づく日米間の防衛取極めを累次求めたのだが、米国側は、ヴァンデンバーグ決議の原則を盾にこれを拒否した。⁽⁷⁾特に、日本側は、日本が武力攻撃を受けた場合に米国は日本を防衛する義務があるという約束を含むよう米国側と交渉したものの、結局叶わなかった。⁽⁸⁾そして、結局旧安保条約は相互防衛の約束というよりはむしろ、単に米国に軍隊を日本国内に駐屯することを取り決めた駐屯協定の色彩が強い条約となったのであった。⁽⁹⁾こうして、米国に日本を防衛する義務が規定されていないことが問題とされ、後の安保改定につながるのである。しかし、安保改定後も、たびたび日本と米国が対等なパートナーシップであることを強調し、確認する傾向が見られる。⁽¹⁰⁾うがった見方をすれば、こうした対等さに力点を置く姿勢が、かえて日米同盟が対等でないことを露呈しているともいえないはない。このように日本側が、安全保障条約を改定し、条約上は一応対等な立場に立ったと考えられるにもかかわらず、特に日本政府が「対等であること」にこだわるのはなぜだろうか。

また、日本政府が再軍備を自衛のための最小限度の防衛努力に抑え、軍事面での貢献を避けようとしていたにもかかわらず、対等な関係を求めたことはどのように考えればよいのだろうか。

さらに、日米同盟に対する批判として、日米同盟に依存すればするほど、日本は米国が行う戦争に「巻き込まれ」てしまうという議論がある。他方で、この「巻き込まれ」の対義概念として「見捨てられ」があり、これは同盟関係にある一国が自国の自立性を過度に主張し、同盟国の利益とのかい離が大きくなると、同盟国から見捨てられる蓋然性が高まるという主張である⁽¹¹⁾。しかし、こうした「巻き込まれ」の恐怖と「見捨てられ」の懸念は、日米同盟ではどのように現れ、対処されてきたのだろうか。こうした点についても検証してみたい。

三 国家はなぜ同盟を結ぶのか—脅威に対抗する手段としての同盟—

日米同盟に関しよく提起される疑問の一つは、日本が有事の際に米国は本当に日本を助けに来てくれるのかという問題である。特に最近では、尖閣諸島に対して懸念すべき事態が生じた時、米国は日本を守ってくれるのかと問題提起される。しかし、同盟とは同盟のパートナーに自国を守ってもらうことを意味するのだろうか。

国家はなぜ同盟を形成するのか。国際関係や国際政治を勉強したものであれば誰もが一度は、「力の均衡 (Balance of power)」という言葉に触れた経験があるだろう。ネオリアリストと呼ばれる学派は、例えばウォルツ (Kenneth Waltz) のように、大きな国力を有する国家が、国内政治とは異なり中央権力が存在しないアナキーという国際政治特有の構造の中では、国家は自らの生存と安全を確保するために、自らの生存を脅かす強大国の出現を防ぐために、

力の均衡を維持する傾向があると論ずる⁽¹²⁾。しかし、国家の生存を脅かすのは、大きな国力を持つ国家だけであろうか。そして、また、強大な経済力や軍事力を持つ国家は常に他国の脅威となるのであろうか。この点に答えようとしたのが、「脅威の均衡 (balance of threat)」理論である。「脅威の均衡理論」によれば、脅威を構成するのは、軍事力や経済力といった国力の大きさだけでなく、地理的な距離といった諸国家の置かれた地政学的状況、そして諸国家の意図であるとする⁽¹³⁾。ここで重要なのは、国力の分布や地政学的状況といった構造的要因に加え、国家の意図を示す行動や政策のありかた素として加えた点である。これは、例えば大きな国力を有する国家であっても、その意図を示す行動や政策のありかた如何によっては、脅威とみなされないよう行動することも不可能ではないことを示唆している。

しかし、国家は対外脅威に直面した場合に常に同盟を形成するわけではなく、様々な戦略をとりうる。例えば、国家は脅威に対抗するために、自主防衛能力を強化して自国の国力のみで脅威に対抗する (internal balancing)、また、同じように脅威にさらされた国家と共同で脅威に対抗する (external balancing)、さらには、自国は直接に関与せず他の国家に域外脅威と対抗させる (buck-passing) かもしれない。また、脅威に直面した場合、国家は脅威に対抗するのではなく、中立を宣言したり、また、脅威となる国と融和を試みたり (appeasement)、さらには、脅威となる国にすり寄り同盟を結んだり (bandwagoning) するかもしれない。

ネオリアリストは一般に、国家、中でも大国は、脅威となる国と融和する、または、同調することはないと考える。なぜなら、自国にとって脅威となる国と手を結ぶことは、結局将来における自国の安全保障を脅かしてしまうと考えるからである。特に、脅威となる国が拡張主義的な政策を遂行している場合、できるだけ早い段階で脅威を摘み取っておく方が望ましい。そして、大国は、仮に脅威となる国に対抗するにしても、まずは、自国が直接対抗するこ

とを避け、他の国に対抗させることを考え、そのような戦略がうまくいかない、もしくは十分ではない場合に、同盟の結成や自らの力で対抗するとの考え方があつた。これを、「他の国家に対抗させる (buck-passing)」戦略という。なぜなら、この戦略はコストの面から見た場合、魅力的だからである。この戦略が成功すると、対外脅威に対抗するのは第三国となるため、対抗するための人的、物的、財政的なコストを自ら負担する必要がなくなるのである。他方で、このような戦略が成功する条件は難しいことも容易に理解されるだろう。一般に、国家は脅威に対抗するためのコストを自国のみで負担することは望まないし、また、ある国家が他の国家の期待する通りに行動する保証もない。さらに、対外脅威に直接対抗する国家への支援が必要となり、結局は共同で対抗することになってしまうこともあるからである。⁽¹⁴⁾

コストの面から考えた場合、「他の国家に対抗させる」戦略が基本的には対抗のコストを負担しないのに対し、対外脅威に対し「自国の国力だけで対抗する (internal balancing)」戦略は、対抗するためのコストを自国ですべて引き受けるといふ意味で対照的である。その代わり、国家は自らの意思と能力だけで脅威に対抗できるため、他国に依存しない。したがつて、他国が自国を見捨てることなく果たして期待する通りに行動してくれるかといった不安にさいなまれる必要がなくなる。

そして、同盟にはいろいろな形があるものの、概念的には一つの考え方として同盟形成は、「他の国家に対抗させる」戦略と「自国の国力で対抗する」戦略の間に位置すると考えられるかもしれない。同盟の場合、脅威に対抗するコストを同盟国と分担できるという利点がある反面、有事の場合同盟国が約束通り行動してくれることが重要になるため、多くの場合協定や条約を結び相互防衛を約束する。しかし、条約や協定を結んだからといって、同盟国が期待

通りに、行動してくれるという確実な保証はない。また、一口に同盟といっても、その中身は様々であり必ずしも明確ではない。

したがって、同盟にはどのような目的や内容があるかをもう少し詳しく検討する必要があるが、以上見たような域外脅威に対抗する手段としての同盟は、日米同盟についてもあてはまる。第二次世界大戦後、日本の安全保障が真剣に検討されるようになったのは、中国共産党が中国大陸で優位を確立し一九四九年の一〇月に中華人民共和国が成立したこと、一九五〇年二月の中ソ友好同盟条約成立、そして、一九五〇年六月の朝鮮戦争の勃発と、日本が共産主義諸国に取り囲まれ、日本の安全保障が脅かされるようになってからである。そして、日本が自国の安全保障を守る手段として、国連の下での集団安全保障機構に頼る（A作業）、次に、日米二国間による安全保障の枠組み（B作業）、三番目に実現性には疑問があるが非武装地帯の設定を含む理想的な案（C作業）、最後に、基本的には日本の防衛を日米安全保障条約に依存しつつ、再軍備を避けつつ日本自身の防衛力の整備は最小限度に留める（D作業）¹⁵という四つのオプションを日本政府は考えており、基本的にD作業を中心に検討を進めるようになったのは周知の通りである。こうした日本の考え方は、ネオリアリストの考えと概ね符合するものである。日本は、脅威となる国と融和を試みたり（appeasement）、また脅威となる国に同調し同盟を結んだり（bandwagoning）することはなかったし、また、非武装地帯も検討こそしたものの、選択されなかった。結局日本政府は共産主義の脅威に対抗する手段として同盟、つまり安保条約の締結を選択したのであった。

四 非対称性の同盟—自律性の維持と安全保障のトレード・オフ—

同盟という言葉は極めて曖昧な概念であり、内容も様々である。例えば、ライス大学のリーズ (Ashley Leeds) 教授が同盟に関する研究のために行っている ATP プロジェクトのデータベースでは一八一五年から二〇〇三年までに締結された六四八の同盟を対象としているが、同プロジェクトでは二国間同盟や多国間同盟のほかに、中立条約や不可侵条約も同盟に含んでおり、さらには、アラブ連盟や東南アジア諸国連合 (ASEAN) など政治や経済の色彩の強い地域連合なども含まれている。したがって、同盟の研究を行っていく場合、その目的や内容をより具体的に特定していくことが重要になる。

具体的には、まず先述した「力の均衡」理論や「脅威の均衡」理論では、同盟を通じて自国と同盟国の国力、特に軍事力を結合させることで、総合国力を大きくし、大きな国力を持つ国家や脅威に対抗して相互防衛を実現することを前提としている。実際、自国だけでは対処できないほど大きな対外脅威に直面した場合、国家は他国の力を自国の防衛に活かすことを目的として同盟を結ぶ。このように、同盟の目的を総合国力の結合による増大 (Power aggregation) に求める場合、同盟の相手として望ましいのは、大国や主要国といった比較的大きな国力、特に軍事力を有している国家といえるだろう。

しかし、国家は総合国力の増大を目指して大国や主要国とだけと同盟を結ぶことを常に望むわけではない。小国と同盟を締結することを望む場合もあり、こうした国力の差が顕著である大国と小国の間の同盟は非対称性の同盟とも

呼ばれる。それでは、国家はなぜ小国とも同盟を結ぶことを望むのか。モロー (James Morrow) によれば、小国は確かに国力、特に軍事力の増大という意味では、ほとんど貢献はできないかもしれないが、同盟のパートナーとなる国家の行動の幅を広げることで、貴重な同盟国となりうるという。具体的には、小国は、例えば基地、港湾、飛行場を提供したり、また同盟国と政策を協調したりすることで、パートナーの行動の範囲や自由を拡大することで、重要な役割を果たせる。それでは、小国はなぜあえて自分の領域や施設を同盟のパートナーに提供するのだろうか。同盟のパートナーに提供しなければ、そうした領域や施設を自分たちで好きなように使えたはずである。それをあえて犠牲にするのは、そうした領域や施設を大国に提供することで、大国に自分たちの安全を保障してもらうためである。つまり、大国は小国に対し安全保障を提供する見返りとして自らの行動の自由を拡大する便益を得る一方、小国は自国の領域や施設を提供する見返りとして大国から安全保障を得ているのである (Security Autonomy Trade-off)⁽¹⁷⁾。つまり、同盟を締結する意義は、同盟による総合国力の増大だけではないのである。例えば、アイスランドがよい例である。NATO加盟国であるアイスランドは軍事力を保有しないが、大西洋の要衝に位置することもあり、NATO軍に基地や施設を提供することで同盟国として重要な役割を果たしてきた。そして、万が一アイスランドが攻撃を受けた場合にはNATOが防衛するという約束を得ているのである。

日米同盟も、日安保条約が締結された当時の日米同盟は非対称性が強かったといえよう。国力の面で、終戦直後の米国は、世界の富の半分近くを占めるほどの経済力を有しており、軍事力もソ連と比べても圧倒していた⁽¹⁸⁾。一方、日本は戦争による被害に加え経済も疲弊しており、さらに米国による占領の下、非軍事化が徹底されており、日米の国力、特に軍事力の差は歴然としていた。さらに、日安保条約の内容も、既述の通り、相互防衛義務を伴わない、単に

米軍が日本に駐留することを定めた駐屯協定の色彩の強い内容の条約であった。つまり、日本は米国に対し基地を提供することで、日本の安全保障が結果として守られるという関係だった。しかし、米国側は、日米同盟についてこのような非対称性の同盟を必ずしも望んでいたわけではない。既存研究が明らかにしているように、米軍は日本が再軍備を進め、自国の防衛のみならず将来的には広く極東地域の安全保障にも貢献することを求めていた。そして、日本が再軍備により自国のみならず極東地域の安全保障にも貢献できるようになった時点で、集団的自衛権に基づいた相互防衛を約束した同盟となることを望んでいた⁽¹⁹⁾のである。その意味で米国が日本に対して安全保障面でより積極的な貢献を行うよう求める一方、日本は消極的態度をとるという構図は、旧安保条約が締結された時から存在していたのである。

また、相互防衛を目的とした総合国力の結合による増大を考える場合であっても、同盟の内容は様々である。もし、ある同盟が効果的に機能するよう望むのであれば、国家は同盟コミットメントを信頼性のあるものにすべく具体的な行動をとる必要がある。そして、同盟のコミットメントといっても、その内容は多様である。例えば、国家は同盟を結び対外脅威に対抗することを政治的に内外に宣言することで満足するかもしれない。この場合、国家は条約や協定に、有事の際に同盟国は協力して脅威に対抗することを明確にし、それを公式に発表することで、対象となる脅威に政治的な警告を発することができる。この場合同盟国による自国領域内への駐留等といった軍事的なコミットメントは伴わないかもしれない。しかし、国家は政治的な同盟に関する条約や協定を結ぶだけでなく、より具体的なコミットメントを求めるかもしれない。例えば、危機に陥った場合に確実に同盟国から支援が得られるよう、予め自国の領域内への同盟国軍隊の駐留を求めるかもしれない。この場合、駐留軍はある種の「人質」のような役割を果たす。ま

た、同盟国は互いに危機に直面した場合に備えて、共同の戦略や作戦計画を共有するかもしれないし、こうした計画をもとに共同訓練を行うかもしれない。さらには、同盟国間で各国の軍隊を統合し、単一の統合司令組織を発展させるかもしれない。このように、同盟とはいっても、その機能や意義は様々であり、重要なのは単に同盟が形成されるか否かではなく、どのような内容を持った同盟が形成されたかであることが理解されよう。

五 困難な同盟関係の維持 (1) 「見捨てられ」と「巻き込まれ」の問題

同盟を考える際に、問題を難しくしているのは、同盟国間の関係をどのように維持していくかである。同盟関係において、同盟国が期待通りに行動してくれるかどうかには常に不確実性が伴う。リップソン (Charles Lipson) が明らかにしたように、安全保障分野での協力を維持し、発展させていくことは、経済や環境といった分野での協力を進める場合と比べても容易ではない。なぜなら安全保障分野では、国家は往々にして相互に競争する関係にあり、裏切られることは自国の安全保障に取り返しのつかない致命的なダメージをもたらし、かつ、パートナーの行動を十分に監視することが難しいと考えられているからである。具体的には、仮想敵国から同盟関係にある国家の一つが攻撃を受けた場合、他の同盟国が条約や協定に基づき支援に駆けつけてくれれば良いが、常に約束通り、もしくは攻撃を受けた同盟国の期待通りに、支援が受けられるとは限らない。場合によっては、同盟国によって裏切られる場合もあろう。つまり、国家は、敵国のみならず同盟国の意図さえも、完全に把握しているわけではなく、同盟国が実際どのような行動をとるかは、不確実性が常に伴う。国家によっては、同盟のパートナーが仮想敵国から攻撃を受けた場合で

あつても、脅威に対抗する負担をパートナーに全て負わせようとして、もしくは、紛争や戦争に巻き込まれることを懼れて、あえて同盟締結の際に約束した行動をとることを遅らせる、ないし、行動に移さないことで、パートナーを見捨てることさえもあるかもしれない。最近の同盟の信頼性につき行われた研究では、一八一六年から一九四四年の間に締結された同盟のうち約七五パーセントで同盟に関する約束が果たされたとされる⁽²¹⁾。つまり、約二五パーセントは約束が果たされなかったことを意味する。同盟関係を考えるうえでは、この約束が果たされず同盟国に「見捨てられ」ることが一つの大きな問題であることが理解されよう。

また、この「見捨てられ」の問題と反対に位置するのが「巻き込まれ」の問題である。「巻き込まれ」の問題とは、同盟関係で自らの安全保障を同盟に過度に依存し、有事の場合に同盟国からの支援を確実にしようとして同盟関係を強固なものにしたため、同盟国が攻撃を受けた場合や戦争状態に入った場合、同盟国の防衛のために戦争に参加せざるを得ない状況に陥ってしまうことである。この「見捨てられ」の問題と「巻き込まれ」の問題を研究したのがスナイダー (Glenn Snyder) であり、この「見捨てられ」と「巻き込まれ」の問題を「同盟における安全保障のジレンマ (Alliance Security Dilemma)」と呼んでゐる⁽²²⁾。

このジレンマは、旧安保条約が締結された時から常に付きまとい続けた問題であり、日本が米国による安全保障から「見捨てられ」ないようになすことが日本政府関係者の関心事であった一方、朝鮮戦争や台湾有事の際には「巻き込まれる」可能性もあった⁽²³⁾。また一九六〇年に新安保条約が成立した際にも、この安保改定に反対したグループの主要な議論が、日本と米国がより対等な地位となり、同盟関係を強固なものとするれば、日本が米国の戦争に巻き込まれやすくなるというものであったことはよく知られているところである⁽²⁴⁾。

六 困難な同盟関係の維持 (2) ただ乗りの問題

次に、同盟関係の維持で問題となるのが、同盟の維持にかかる費用の分担である。既述の通り、国家は、脅威に直面した場合、自国が直接関与せずに「他の国家に對外脅威に対抗させる (buck-passing)」戦略をとり、脅威に対抗するコストを他の同盟国に押し付け、自らは同盟国が提供する安全保障の傘の下「ただ乗り」しようとするかもしれない。この同盟国間の「負担分担」、特に安全保障の「ただ乗り」の問題にどのように対処するかは、同盟を締結する際の一つの問題と云ってよい。

実際、NATO加盟国間における負担分担の事例を研究したオルソン (Mancur Olson) とゼックハウザー (Richard Zeckhauser) は、相対的国力の大きい米国、英国、独、仏といった加盟国が、それ以外の国力の小さな国と比べた場合、不釣り合いなほど大きい兵力を提供している、つまり共同防衛のためのコストを負担し、その一方で国力の小さい加盟国が、応分未満の負担しか負っていないことを論文の中で浮き彫りにした。具体的には、国民所得の大きい加盟国が、NATO兵力の整備にかかる費用につき応分を大きく超える負担を担う一方、国民所得が相対的に小さな国は応分よりはるかに少ない負担しか負っていないことを明らかにした。⁽²⁵⁾

もちろん全ての加盟国が応分の負担をすることができれば、それが望ましいことはいうまでもない。しかし、この論文の興味深い点は、確かにNATO加盟国の全てが応分の負担を負ってはいないものの、相対的に国力の大きな国はみな比較的大きな負担を、特に兵力の提供の面で分担しており、反対に相対的に国力の小さな国は兵力の提供とい

う負担は負っていないことを明らかにしたことがある。この点は、非対称の同盟のところで既述した通り、相対的に国力の大きな国家と小さな国家では、同盟国に対して求める役割が異なるという点を反映しているといつてよい。つまり、国力が相対的に大きな国家に対して求められるのは軍隊の駐留や兵力の提供といった同盟国全体としての力、特に軍事力であるの対して、国力が相対的に小さな国家に対して求められるのは、基地、港湾、空港等の施設の提供といった同盟国が活動する自由の拡大にあると考えられるからである。したがって、相対的に国力が小さな国家が同盟国全体としての総合兵力に対して応分未満の負担しか貢献しなくても、そもそもあまり問題とはされないのかもしれない。しかし、総合兵力の負担分担の観点からは、相対的に国力の大きな国家間では、公平な負担分担が問題となるかもしれない。つまり、多国間の同盟の中で複数の国力が大きい国と、複数の国力の小さな国家が併存する場合、後者の国家に対しては総合兵力の分担は問題とはならないとしても、前者の国家間では重要な問題であり、国力の大きな国家間での公平な分担が必要とされるかもしれないのである。実際、NATOが組織された当時、加盟国は一〇か国以上であったが、NATO加盟国の欧州諸国で兵力の提供が特に期待されていたのは、米国に加え英、仏、独、伊といった国力の大きな国家であった。米国が北大西洋条約(NATO)の締結交渉を進めていた際に強調したのは、いわゆるヴァンデンバーグ決議に基づく「継続的な自助と効果的な相互支援」であり、米国はその地上兵力を欧州大陸に常駐させると約束した一九五〇年秋に、欧州諸国側からの相当する見返りとなる兵力提供の約束を求めている。⁽²⁶⁾そして、英、仏、独、伊といった欧州の主要国の間でどのように兵力の提供を分担するかは常に議論の焦点となっていた。これはつまり、加盟国の全てがそれぞれの国力に応じた均衡のとれた負担分担を実現する必要は必ずしもなく、比較的大きな国力を有する大国や主要国の間で、比較的公平な負担分担につき合意があればよいことを示唆

している⁽²⁷⁾。なぜなら、域外脅威に対抗するうえで重要な防衛力を提供するのはやはり大国や主要国だからだろう。そして、大国や主要国は、他の大国や主要国が「ただ乗り」して自国だけが脅威に対抗する負担を負うことを嫌うだろう。また、地域内で競争がある場合、大国や主要国は、他の主要国や大国に対抗のための負担を押し付けられ、利用されてしまうことを怖れるかもしれない。その一方で、脅威に対抗しないままであれば結局自国の安全保障が脅かされるかもしれないとも考えるだろう。したがって、大国や主要国は他の大国や主要国の動向、特に、どの程度負担を分担するのにつき敏感となり、仮に大きな脅威に対抗しなければならぬとするのであれば、脅威にさらされている地域にある全ての大国や主要国が均衡のとれた負担を負うことを条件に、自国も負担を分担することをやむを得ないと考えるかもしれないのである。

日米同盟においても、同盟にかかる費用をどのように分担するかは常に問題となってきた。その一つが、いわゆる「思いやり予算」であろう。「思いやり予算」とは、在日米軍駐留経費の一部を日本側が負担するものであり、一九七八年から始まった。具体的には、基地従業員対策にかかる費用、提供施設の整備にかかる費用、労務費、光熱水料や訓練移転にかかる費用を負担するものである。そして、一九七八年には六二億円だったものが、最も多かった一九九七年には二八二〇億円にまで増え、その後漸次低下し、二〇一五年には一九一二億円となっている⁽²⁸⁾。割合で見ると、近年の日本側の負担は総じて七〇パーセントを超えており、ドイツや韓国など、他の同盟国と比較しても圧倒的に額が多い⁽²⁹⁾。これは日米同盟に対する貢献を求める米国と兵力提供といった軍事力の貢献を望まない日本による政治的妥協の結果といえよう。

七 変化する日米同盟

日米同盟のあり方も時代とともに変わってきた。終戦後まもなくは、米国が日本を占領し、理想主義的な考えの下、日本の政治経済社会システムをラディカルに改革しようとした。軍事面では日本国憲法第九条に示されている通り、軍隊の創設及び国家の権利としての戦争行為が禁止された。しかし、西側とソ連の關係が悪化し冷戦が進行すると、そして、アジアでは一九四九年の中華人民共和国の成立や一九五〇年の朝鮮戦争勃発と、国際環境が自由主義世界にとって不利になるにつれ、対日政策もより現実的なものとなっていった。⁽³⁰⁾ そのような中、旧安保条約が締結されたが、対等な条約とはいえなかった。経済的、社会的にも疲弊した日本の現実を踏まえ、吉田総理を中心に日本側は再軍備に消極的であり、これを最小限に抑えようとしたのに対し、積極的な再軍備を求めた米国側の期待には隔たりが大きく、結局相互防衛条約とはならなかった。既述の通り、日本側は、米国に防衛してもらう見返りとして米軍に基地を提供するのであり、その意味でギブ・アンド・テイクの対等な關係であると考えたが、米国は相互防衛とはあくまで同盟のパートナーが攻撃された際に互いに助けあうものであり、米国が攻撃された際に米国を支援する能力と意思を持たない日本とは対等な關係には立ちえないと考えたのである。日本側はこの対等ではない条約に対して不満を持ち、これが後の一九六〇年の新安保条約への改定へとつながっていく。しかし、新安保条約は文言の上では確かなにより対等なものとなったが、基地を提供する代わりに米国に安全を保障してもらうという基本構造が変わったわけではない⁽³¹⁾ともいわれる。

しかし、国際政治の構造的変化に伴い、日米同盟のあり方も変化を遂げていることも確かである。例えば、一九七八年には初めての日米防衛協力のための指針（ガイドライン）が策定されたが、これはヴェトナム戦争が終結する一方、米ソ間のデタントが終わりへと向かう中で作られたものである。また、米国の経済状況は悪化し、アジア太平洋地域での軍事プレゼンスも減少していた。⁽³²⁾つまり、米国はそれまで極東地域では圧倒的な力を持ち、日米防衛協力の必要性をあまり感じていなかったが、ヴェトナム戦争で疲弊し経済も悪化する中で、アジア太平洋地域での防衛負担の分担を真剣に考えるようになり、日米防衛協力に取り組むようになったのである。一方で、日本側では米国のアジア太平洋地域での軍事プレゼンスが減少したことで「見捨てられ」の懸念が高まったのである。また、日本が経済的に発展し、米国では日本が米国の安全保障の傘に「ただ乗り」しているという議論が強まり、日本は日米同盟にかかるコストを経済的に負担するようになっていった。⁽³³⁾既述したように、日本の「思いやり予算」は一九七八年から始まり、一九九七年にピークを迎える。

また、経済面のみならず、安全保障政策の実施においても日米同盟は変化を遂げている。その一つの大きな転機となったのは一九九一年の湾岸戦争である。ソ連邦が崩壊し冷戦が終結する中で起こった湾岸戦争では、日本は憲法上の制約から、資金協力を中心に行い約一三〇兆円を拠出した。にもかかわらず、国際社会からの評価は高かったとはいえ、資金は提供するが自衛隊の派遣は行わない「小切手外交」は国内からも批判を浴びることとなった。⁽³⁴⁾この湾岸戦争を機に、一九九二年には限定的に自衛隊の海外派遣を認める国連平和維持活動（PKO）協力が成立し、以後自衛隊は現在までに一〇か国以上で国際平和協力業務を行っている。⁽³⁵⁾また、一九九三年から九四年には第一次朝鮮半島危機、一九九六年には台湾海峡危機が発生し、一九九七年には新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

が策定された。

しかし、PKO協力が成立しても、日本は集団的自衛権を保有するものの、行使することはできないというこれまでの憲法解釈は変わらなかった。この憲法解釈を変更し、限定的に集団的自衛権の行使を認めるようになったのが二〇一二年に誕生した第二次安倍内閣であり、二〇一四年七月の臨時閣議で、憲法解釈の変更を決定した。この憲法解釈の変更は、これまで数十年以上にわたり禁止してきた集団的自衛権の行使を、限定的に容認するという意味で画期的であった。そして、憲法解釈の変更を踏まえ、政府はいわゆる平和安全保障法制を整備し、関連法の改定と制定を二〇一五年九月に行った。また、二〇一五年四月には日米防衛協力のための指針(ガイドライン)も改定されている。

この憲法解釈の変更、ガイドラインの策定、そして、平和安全保障の整備といったここ数年の日本の安全保障政策と日米同盟の変化は、国際情勢の変化とも関連している。アジア太平洋地域は、他どの地域よりも軍事費の伸びが著しく、軍拡競争を懸念する向きもある⁽³⁶⁾。日本政府も、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増していると指摘している⁽³⁷⁾。中でも、中国の軍事費の伸びや、東シナ海や南シナ海での活動の拡大は関係国の注視するところである。

つまり、日米同盟の成立以前から現在までの七〇年近くを概観すると、国際環境や日米の相対的な国力の変化に伴って、日米同盟のあり方にも変化がみられるのである。終戦直後米国が圧倒的な国力を持つ一方、日本が戦争により疲弊し、同盟の非対称性が強かった時には、日本の軍事的な貢献以上に日本が提供する基地や施設の提供の方が米国にとってはより重要な意味を持っていたのであろう。しかし、米国の相対的な国力が低下するにつれて、日本側により大きな負担を求めるようになり、まずは経済的な負担、そして最近では安全保障面での活動でもより大きな貢献

を求めるようになってきた。日本側も時代の変化と米国の要望に応じつつ、日本自身の安全保障を確保するために対応してきたのである。

八 結論に代えて…日米同盟の将来

それでは、今後日米同盟はどのような方向に進むのだろうか。既述の通り、米国の大統領選の共和党候補者であるトランプ氏は、日米同盟のあり方を大きく変えることを訴えている。トランプ氏の真意がどのようなものか、日本が米軍駐留経費の七割以上を負担しているという事実を同氏が知っているのか等疑問は多いが、同氏の発言は、米国内向きになりつつあることや、日本は日米同盟に「ただ乗り」しており、安全保障にかかる適切なコストを負担していないという不満が未だに存在していることを示しているという意味で象徴的である。そして、仮にトランプ氏が大統領になった場合でも、米軍を日本を含むアジア太平洋地域から即座に撤退するというようなことにはならないとしても、米国の相対的国力が低下を続けるのであれば、大統領が誰であったとしてもこれまで以上に日本に対し同盟にかかる費用の負担をより一層大きく担うよう求めてくるかもしれない。

その際、日本はどのように対応するのだろうか。日米間の防衛協力をより一層強化していくのだろうか。それとも、日本自身の自主防衛能力を強化していくのだろうか。日米同盟もしくは自主防衛能力以外の方法で、日本と国際社会の安全保障に貢献していくのか。こうしたオプションについて少し考えてみたい。

まず、日米防衛協力の強化は、三度にわたる日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を通じて、同盟内の調整

メカニズムが強化され、自衛隊と米軍の相互運用性を高めている。しかし、自衛隊と在日米軍の間では指揮命令系統が統一されておらず、自衛隊と在日米軍はそれぞれの指揮系統に従って戦闘作戦行動を実施することとしている。作戦行動を効果的に実施するためには、統一された指揮命令系統を通じて統合作戦を実施することが望ましい場合もある。しかし、指揮命令系統を統一した場合には、日本周辺での有事の場合、必ずしも日本の安全に直接に関わりのない有事であっても、米軍と共同作戦行動を余儀なくされ、憲法上許されない集団的自衛権の行使や海外派兵につながる恐れがあり、指揮命令系統の統一はこれまで考えられてこなかった⁽³⁸⁾。今後、日米防衛協力の強化は、自衛隊の海外派遣が進み、集団的自衛権が行使できる範囲が広がるにつれ、指揮命令系統の統一の方向に進むのだろうか。それとも、日本国内で「巻き込まれ」の懸念が高まり進まないのだろうか。

次に、過去に日本は自主防衛能力の向上を目指したこともある。一九七〇年に防衛庁長官に就いた中曽根康弘が、自主防衛ができて初めて自主外交が可能になるとし、自主防衛の重要性を強調した。しかし、中曽根の自主防衛構想は、当時デタントが進んでいた国際情勢にそぐわなかったことに加え、中国等近隣諸国のみならず米国内からも日本における軍国主義復活の懸念をもたらし、結局はうまくいかなかった⁽³⁹⁾。現在では、軍国主義復活の懸念は以前ほど大きくないかもしれないが、日本が自主防衛能力を向上させる場合、近隣諸国及び日本国内で、こうした軍国主義復活の懸念に対してどのように応えていくかが、引き続き重要な課題となるかもしれない。

さらに、日米同盟の強化や自主防衛能力向上以外に、日本の安全保障を確保していく手段として、日米同盟を多国間の同盟や安全保障システムに転換していくことが考えられる。つまり、日米同盟の多国間化である。アジア太平洋地域には、日米同盟以外にも米韓、米比、オーストラリア・ニュージーランド及び米国による安全保障条約

(ANZUS)といった米国を中心としたハブ・アンド・スポークスの同盟システムが存在する。こうした同盟を多国間化していく理由としては、今後とも米国の国力が相対的に低下するのであれば、これまで米国が中心として担ってきた同盟システムを統合し、他の同盟国の役割や負担を強化していくことはある意味自然なことであるからである。また、仮に日本がこれまで以上に安全保障分野で貢献していくことを考えるのであれば、日本が貢献する正当性を日米二国間の同盟を中心に求めるだけでは必ずしも十分ではなく、米国の戦争に「巻き込まれ」といった懸念を呼び起こすかもしれないからである。日米同盟では、仮に正当な政策や活動であっても、日本国内では「対米従属」、「土下座外交」など日米同盟を揶揄する言葉も聞かれる。日本が行う安全保障分野での活動は米国のみならず他の同盟国や近隣国からも支持を得た幅広いものであるとより高い正当性を主張できるようにするために、多国間化は望ましいかもしれない。また、日本が今後自主防衛能力を高め、安全保障分野での協力を積極的に行うのであれば、近隣の同盟国が日本の防衛政策や活動について常に承知し、安心を得る手段として、同盟の多国間化は有効かもしれない。既述した通り、近隣諸国及び日本国内に未だ日本における軍国主義復活の懸念があるとすれば、こうした懸念に対するセーフガードの役割を期待して、同盟の多国間化を進める意義はあるのかもしれない。実際、日豪、日韓、日比の防衛協力はそれぞれに進んでおり、こうした二国間での防衛協力が進むにつれ、多国間化の方向性が見えてくるかもしれない。他方で、同盟の多国間化を進めることは容易ではない。なぜなら、多国間化を進めるための作業が複雑困難であるだけでなく、日本自身、現時点で同盟の多国間化を進める準備が整っていないとはいえないからである。中でも、集団的自衛権や海外派兵の問題が大きい。同盟の多国間化を進めるのであれば、新たにパートナーとなる同盟国の有事に際しても、日本はその国の防衛に対し貢献することが求められるのであり、集団的自衛権行使の一層の拡大や自

衛隊の海外派兵をより広く認めていくことが前提となるからである。

このように、日米同盟の将来がどのように進むかは明らかではなく、それぞれのオプションには長所も短所も存在する。しかし、米国の相対的国力が低下し、中国を筆頭に新興国の国力が上昇し、国際システムに重要な変化が予想される中で、将来の日米同盟につき幾つかシナリオを想定しつつ、ブレインストーミングを行うことは大事である。そうした議論を通じて日本人がより主体的に安全保障のあり方を考え選択することが望ましい。思えば、滝田先生と出会った二〇〇七年は米国の一極支配の持続可能性や是非について議論が行われていたにもかかわらず、今では米国の相対的国力低下や中国の台頭がもたらす影響につき盛んに議論されている。本論文の執筆を通じてこの十年足らずのうちに、国際政治システムは大きく変動したことに改めて驚きを感じる。その意味で、今後一〇年のうちに国際システムそして日米同盟が大きく変化しても不思議ではないと改めて感じる。

- (1) 西田「均衡理論（バランシング・セオリー）から見た米国一極体制」
- (2) プレマー『Gゼロ後の世界』一九八―二〇九、二一八―二二四頁
- (3) Sanger and Haberman, "In Donald Trump's Worldview, America Comes First, and Everybody Else Pays"
- (4) 吉田「タレス交渉を扱った先行研究は多いがここでは代表例として、細谷『サンフランシスコへの道』第七章をあげておく。
- (5) United States, Congress, Senate Resolution 238, *Congressional Bills, Resolutions and Laws*, 80th Congress, 2nd Sessions; Memorandum of Conversation, by the Acting Secretary of State, Washington, Apr. 11, *FRUS* 1948, III, 82
- (6) 外務省『平和条約の締結に関する調書 第二冊 (Ⅳ・Ⅴ)』五三三頁
- (7) 同上、七〇―七二頁
- (8) 外務省『平和条約の締結に関する調書 第三冊 (Ⅵ)』二〇四頁

- (9) この点については、坂元、「日米同盟の絆」五一―五二、六三頁が詳しい。また、外務省『平和条約の締結に関する調査 第二冊 (Ⅳ・Ⅴ)』七二、一一一、五六三―五八七頁も参照。
- (10) 最近では、例えば二〇一一年一月の日米首脳共同記者会見でこの点が強調されている。首相官邸「日米首脳共同記者会見」
- (11) Snyder, *Alliance Politics*, 181–183
- (12) Waltz, *Theory of International Politics*, 125–126
- (13) Walt, *Origin of Alliances*, 22–25
- (14) Mearsheimer, *The Tragedy of Great Power Politics*, 156–159, 162–164
- (15) 外務省『平和条約の締結に関する調査 第一冊 (Ⅰ―Ⅲ)』五六三―五八七頁・五百旗頭『日本の近代6』三七三、三七六―三七七頁
- (16) Leeds, “The Alliance Treaty Obligations and Provisions Project (ATOP)”
- (17) Morrow, “Alliances and Asymmetry”, 905
- (18) この点については、ケネディ『大国の興亡(下)』二二八―三〇頁が詳しい。
- (19) 西田「アジア太平洋地域における安全保障システムの一つのオプション」三五―三六頁
- (20) Lipson, “International Cooperation in Economic and Security Affairs”, 14, 18
- (21) Leeds et al., “Reevaluating Alliance Reliability”
- (22) Snyder, *Alliance Politics*, 181
- (23) 楠木「吉田茂と日米同盟の形成」四三頁
- (24) 例えば吉田は、日本政府は、もっぱら「見捨てられる不安」を抱いており、「巻き込まれる不安」は国民世論の「反軍主義」として存在したととう。吉田『日米同盟の制度化』二九―二九二、二九九―三〇〇頁
- (25) Olson and Zeckhauser, “An Economic Theory of Alliances,” 274–275
- (26) Ireland, *Creating the Entangling Alliance*, 85, 195, 214–215
- (27) 例えば、仏の独の再軍備に対する不安について、Fursdon, *The European Defence Community*, 199–200

- (28) 防衛省「在日米軍基地経費負担の推移」
- (29) 外務省「日米安全保障体制 在日米軍駐留経費負担」
- (30) 西田「戦後アジアとアメリカ」一五——一五五頁
- (31) 坂元一哉『日米同盟の絆』二六七頁
- (32) ガイドラインが策定された背景については、福田「日米防衛協力における3つの転機」一四四頁に詳しい。
- (33) 同上、一五二——一五四頁
- (34) 象徴的なのは、湾岸戦争後、クウェート政府が同国の解放のために協力してくれた国に謝意を表明する広告を掲載した際、日本の国名が含まれていなかったことである。この点については、当時外交当局者の回想として、丹波『わが外交人生』七六、八三頁を参照。
- (35) 防衛省「国際平協力活動への取組」
- (36) アジアでの軍拡には英国国際戦略研究所もここ数年警鐘を鳴らしてゐる。International Institute for Strategic Studies (IISS), *Military Balance 2014-2016* を参照。
- (37) 首相官邸「なぜ」「いま」平和安全法制か」
- (38) 西原他『日米同盟Q&A100』一一二——一一三、一二四——一二五頁
- (39) 同上、一八八——一八九頁
- (40) 防衛省「各国との防衛協力・交流」

参考文献

- 五百旗頭真『日本の近代6 戦争・占領・講和1941-1955』中央公論新社、二〇〇一年
- 外務省『日本外交文書…平和条約の締結に関する調書 第一冊(Ⅰ～Ⅲ)』外務省、二〇〇二年
- 『日本外交文書…平和条約の締結に関する調書 第二冊(Ⅳ・Ⅴ)』外務省、二〇〇二年
- 『日本外交文書…平和条約の締結に関する調書 第三冊(Ⅵ)』外務省、二〇〇二年
- 外務省「日米安全保障体制 在日米軍駐留経費負担」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/hns.html>) 二〇一六年七

月一日アクセス)

楠木綾子「吉田茂と日米同盟の形成」防衛省防衛研究所『安保改定五〇周年セミナー』(www.nids.go.jp/event/other/just/pdf/05.pdf 二〇一六年七月一日アクセス)

ポール・ケネディ『大国の興亡(下)』鈴木主悦訳、草思社、一九八八年

坂元一哉「日米同盟の絆…安保条約と相互性の模索」有斐閣、二〇〇〇年

首相官邸「日米首脳共同記者会見」(www.kantei.go.jp/hatoyama/statement/200911/13usa_kaiken.html 二〇一六年七月一日アクセス。)

——「なぜ」「いま」平和安全法制か」(http://www.kantei.go.jp/jp/headline/heiwa_anzen.html 二〇一六年七月一日アクセス)

丹波實「わが外交人生」中央公論新社、二〇一一年

西田竜也「均衡理論(バランスング・セオリー)から見た米国一極体制」日本国際政治学会『国際政治』第一五〇号、二〇〇七年

——「アジア太平洋地域における安全保障システムの一つのオプション…太平洋条約の経験から」日本国際政治学会『国際政治』第一五八号、二〇〇九年

——「戦後アジアとアメリカ」滝田賢治編『アメリカがつくる国際秩序』ミネルヴァ書房、二〇一四年

西原正、土山實男編『日米同盟の&A100…全貌をこの一冊で明らかにする』亜紀書房、一九九八年

福田毅「日米防衛協力における3つの転機—1978年ガイドラインから「日米同盟の変革」までの道程」国立国会図書館『レファレンス』二〇〇六年七月号

イアン・ブレマー『Gゼロ』後の世界—主導国なき時代の勝者はだれか』北沢格訳、日本経済新聞出版社、二〇一二年

細谷千博「サンフランシスコへの道」中央公論社、一九八四年

防衛省「在日米軍基地経費負担の推移」(http://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/us_keihi/sui_table_22-29.html 二〇一六年七月一日アクセス)

——「国際平和協力活動への取組」(http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/ist.html 二〇一六年七月一日アクセス)

同盟理論からみた日米同盟(西田)

二〇七

- ス) 〓「各国との防衛協力・交流」(<http://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/nikoku/index.html> 二〇一六年七月一日アケセス)
- 吉田真吾『日米同盟の制度化』名古屋大学出版会、二〇一二年
- Fursdon, Edward. *The European Defence Community: A History*. London: The MacMillan Press Ltd, 1980.
- International Institute for Strategic Studies (IISS). *Military Balance, 2014–2016*. London: Routledge, 2014, 2015, 2016.
- Ireland, Timothy P. *Creating the Entangling Alliance: The Origins of the North Atlantic Treaty Organization*. Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1981.
- Leeds, Brett Ashley. “The Alliance Treaty Obligations and Provisions Project (ATOP)” (<http://atop.rice.edu/home> 二〇一六年七月一日アケセス)
- Leeds, Brett Ashley, Andrew G. Long and Sara MacLaughin Mitchell. “Reevaluating Alliance Reliability: Specific Threats, Specific Promises.” *Journal of Conflict Resolution*, vol. 44, no. 4, 2000.
- Lipson, Charles. “International Cooperation in Economic and Security Affairs” *World Politics*, vol. 37, no. 1, October, 1984.
- Mearsheimer, John J. *The Tragedy of Great Power Politics*. New York: W.W. Norton & Company, 2001.
- Morrow, James D. “Alliances and Asymmetry: An Alternative to the Capability Aggregation Model of Alliances.” *American Journal of Political Science*, vol. 35, no. 4, November, 1991.
- Olson, Jr. Mancur and Richard Zeckhauser. “An Economic Theory of Alliances.” *The Review of Economics and Statistics*, vol. 48, no. 3, August, 1966.
- Sanger, David E. and Maggie Haberman. “In Donald Trump’s Worldview, America Comes First, and Everybody Else Pays.” *New York Times*, March 26, 2016 (<http://www.nytimes.com/2016/03/27/us/politics/donald-trump-foreign-policy.html> 二〇一六年七月一日アケセス)
- Snyder, Glenn H. *Alliance Politics*. Ithaca, New York: Cornell University Press, 1997.
- United States, Congress. *Congressional Bills, Resolutions and Laws*. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1948.

United States, Department of State. *Foreign Relations of the United States (FRUS)* 1948, Volume III: Western Europe.
Washington, D.C.: Government Printing Office, 1974.

Walt, Stephen M. *Origin of Alliances*. Ithaca, New York: Cornell University Press, 1989.

Waltz, Kenneth. *Theory of International Politics*. New York: McGraw-Hill, 1979.

(広島市立大学国際学部准教授)